



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 7 5 号 の 2

平成25年(2013年)10月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
住民票の職権消除について (市 民 課)	1
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について ( " )	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	2

生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( " )	2
市道の路線の認定について (道路管理課)	2
市道の路線の変更について ( " )	3
市道の区域の決定について ( " )	4
道路の供用の開始について ( " )	4
専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について ( " )	5
公 告	
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	5

## 告 示

### ●金沢市告示第256号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年9月30日に職権で消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成25年10月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市横枕町二 2 番地	前 田 和 浩	男	昭和42年 5 月26日
金沢市本多町 1 丁目13番 1 号	月 林 進	男	昭和23年 8 月 4 日
金沢市笠舞 3 丁目16番 1 号	大 村 康 典	男	昭和40年 8 月28日
金沢市長土堀 3 丁目24番28号	高 桑 文 男	男	昭和18年 6 月 4 日
金沢市西念 2 丁目15番24号	村 井 春 治	男	昭和29年 4 月11日
金沢市増泉 1 丁目 5 番 8 号	黒 部 武 彦	男	昭和39年 6 月13日
金沢市中村町15番11号	堀 内 憲 一	男	昭和46年 8 月23日
金沢市神田 1 丁目 7 番 8 号	梅 木 広 幸	男	昭和53年 5 月 9 日

### ●金沢市告示第257号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年10月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 喜多歯科クリニック	金沢市駅西新町3丁目9番32号	平成25年7月1日
此花町浦田クリニック	金沢市此花町2番8号	平成25年8月1日
三馬あおぞら薬局	金沢市窪7丁目200番地	平成25年9月1日

#### ●金沢市告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
リハビリ型訪問看護ステーション「リハス」	金沢市米泉町4丁目81番地3 H S Kビル	金沢市西泉1丁目149番地1 スパータルM1ビル	平成25年8月1日

#### ●金沢市告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
なつとう内科クリニック	金沢市此花町2番8号	平成25年7月13日

#### ●金沢市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
畠村 博	カルナーロマッサージ	金沢市泉1丁目1番10号	平成25年8月1日

#### ●金沢市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供しません。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

# 金 沢 市 公 報

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1003	浅野本町2丁目線 21号	浅野本町2丁目 307番 4先から 浅野本町2丁目 307番 6先まで	
1205	横山町線 21号	横山町 690番 先から 横山町 738番 先まで	
1205	横山町線 22号	横山町 711番 先から 横山町 724番 1先まで	
1619	野田町線 57号	野田土地区画整理事業地内 48街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 41街区 4-1番 先まで	
3512	弓取12号 割出町線 40号	割出町 52番 1先から 割出町 52番 6先まで	
3516	弓取16号 諸江町下丁線 49号	諸江町下丁 110番 3先から 諸江町下丁 110番 7先まで	
3617	戸板17号 若宮町線 43号	若宮1丁目 177番 7先から 若宮1丁目 177番 9先まで	
3718	鞍月18号 直江町線 25号	直江町二 10番 3先から 直江町二 10番 4先まで	
3719	鞍月19号 大友町線 52号	大友土地区画整理事業地内 13街区 10-2番 先から 大友土地区画整理事業地内 13街区 11-2番 先まで	
3719	鞍月19号 大友町線 53号	大友土地区画整理事業地内 14街区 1番 先から 大友土地区画整理事業地内 14街区 1番 先まで	
3829	押野29号 新保本町線 57号	新保本3丁目 126番 1先から 新保本3丁目 126番 3先まで	
4008	三馬8号 米泉町8丁目線 20号	米泉町8丁目 32番 1先から 米泉町8丁目 32番 8先まで	
4310	崎浦10号 土清水町線 52号	土清水2丁目 109番 5先から 土清水2丁目 109番 1先まで	
4945	浅川45号 田上町北線 19号	田上町ヲ 76番 13先から 田上町ヲ 76番 1先まで	
4945	浅川45号 田上町北線 20号	若松町セ 104番 25先から 若松町セ 104番 25先まで	

●金沢市告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
325	旧	2級幹線 325号	松根町ト 103番 先から 竹又町九字 4番 先まで	
	新	松根・竹又線	松根町ト 103番 先から 竹又町イ 154番 1先まで	

1126	旧	長土堀3丁目線 15号	長土堀3丁目	462番	先から	
			長土堀3丁目	489番	先まで	
	新		長土堀3丁目	462番	先から	
			長土堀3丁目	489番	9先まで	

●金沢市告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
2級幹線	2級幹線325号松根・竹又線	4.8 ~ 17.0	2,312
一般市道	浅野本町2丁目線21号	6.0	41
一般市道	長土堀3丁目線15号	3.9 ~ 6.5	178
一般市道	横山町線21号	5.0	65
一般市道	横山町線22号	4.0	72
一般市道	野田町線57号	6.0 ~ 7.0	428
一般市道	弓取12号割出町線40号	6.0	44
一般市道	弓取16号諸江町下丁線49号	6.0	49
一般市道	戸板17号若宮町線43号	6.0	25
一般市道	鞍月18号直江町線25号	8.0	20
一般市道	鞍月19号大友町線52号	6.0	411
一般市道	鞍月19号大友町線53号	6.0	29
一般市道	押野29号新保本町線57号	6.0	30
一般市道	三馬8号米泉町8丁目線20号	6.0	60
一般市道	崎浦10号土清水町線52号	6.0	46
一般市道	浅川45号田上町北線19号	6.0	453
一般市道	浅川45号田上町北線20号	2.5 ~ 3.3	54

●金沢市告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
浅野本町2丁目線 21号	浅野本町2丁目 307番 4先から	平成25年10月1日
	浅野本町2丁目 307番 6先まで	
長土堀3丁目線 15号	長土堀3丁目 462番 先から	平成25年10月1日
	長土堀3丁目 489番 9先まで	
野田町線 57号	野田土地区画整理事業地内 48街区 1番 先から	平成25年10月1日
	野田土地区画整理事業地内 41街区 4-1番 先まで	
弓取12号割出町線 40号	割出町 52番 1先から	平成25年10月1日
	割出町 52番 6先まで	

弓 取 16号 諸 江 町 下 丁 線 49号	諸 江 町 下 丁 諸 江 町 下 丁	110番 3 先から 110番 7 先まで	平成25年10月1日
戸 板 17号 若 宮 町 線 43号	若 宮 1 丁 目 若 宮 1 丁 目	177番 7 先から 177番 9 先まで	平成25年10月1日
鞍 月 18号 直 江 町 線 25号	直 江 町 二 直 江 町 二	10番 3 先から 10番 4 先まで	平成25年10月1日
鞍 月 19号 大 友 町 線 52号	大友土地区画整理事業地内 大友土地区画整理事業地内	13街区 10-2番 先から 13街区 11-2番 先まで	平成25年10月1日
鞍 月 19号 大 友 町 線 53号	大友土地区画整理事業地内 大友土地区画整理事業地内	14街区 1 番 先から 14街区 1 番 先まで	平成25年10月1日
押 野 29号 新 保 本 町 線 57号	新 保 本 3 丁 目 新 保 本 3 丁 目	126番 1 先から 126番 3 先まで	平成25年10月1日
三 馬 8号 米 泉 町 8 丁 目 線 20号	米 泉 町 8 丁 目 米 泉 町 8 丁 目	32番 1 先から 32番 8 先まで	平成25年10月1日
崎 浦 10号 土 清 水 町 線 52号	土 清 水 2 丁 目 土 清 水 2 丁 目	109番 5 先から 109番 1 先まで	平成25年10月1日
浅 川 45号 田 上 町 北 線 19号	田 上 町 ヲ 田 上 町 ヲ	76番 13先から 76番 1 先まで	平成25年10月1日
浅 川 45号 田 上 町 北 線 20号	若 松 町 セ 若 松 町 セ	104番 25先から 104番 25先まで	平成25年10月1日

## ●金沢市告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定する道路の路線名  
浅川45号田上町北線20号
- 2 指定する期日  
平成25年10月1日

## 公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成25年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

平成25年(2013年)10月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)10月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	